

障がいがあっても大丈夫！

みんなのタクシー



みんなのタクシー 推進プロジェクト

神奈川県タクシー協会横浜支部
かながわ福祉移動サービスネットワーク

～障がいがあっても

自由に移動できる社会を目指して～

国交省は2020年までにタクシーの車両32,000台を車いす対応の福祉車両にするという大きな指針を掲げています。この方針を受け、タクシー事業者は車いすのまま乗車できるユニバーサルデザイン（UD）車両の導入を始め、高齢者や障がいのある人の乗車について積極的に取り組みを進めようとしています。

障がいのある人たちは様々な困難を抱えています。駅やバス停まで歩くことや階段の昇り降りが困難な方、車内マナーの理解が難しい方などには、公共交通機関は必ずしも利用しやすいものではありません。便利なはずのタクシーにおいても、安全に乗車するために守らなければならないルールの理解が難しい人にとっては、簡単に利用できる手段ではありません。

こうした現状を踏まえて、障がいのある人も“もっと普通に・当たり前”にタクシー利用ができる地域、社会を目指してこのプロジェクトは始まりました。様々な障がいについての理解を求め、障がいのある人やその家族、それを取り巻く支援者らの思いをタクシー経営者や乗務員の方々に伝えてきました。タクシー関係者からの不安な気持ちもお聞きして、相互理解を進めています。

ちょっとした工夫で障がいのある方も安心して移動することができたら…『みんなのタクシー推進プロジェクト』は、そのお手伝いをしていきたいと活動しています。

事前確認後の登録制で安心

タクシー会社と事前に面談、必要な場合は乗車試行をしたうえでの登録制です。
タクシー会社と面談することで双方の心配事を解消し、安心して乗車することができます。
所定の登録用紙に必要事項をご記入頂き、指定されたタクシー会社と面談を行います。
乗降車時の注意点をしっかり確認してから利用開始、安心してお使い頂けます。

ご利用までの流れ ~まずは、ご連絡ください~

認定 NPO 法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 1-16-2 S.E.エトワール 602
TEL : 045-534-6718 FAX : 045-472-1710
E-Mail : kanagawa-idounet@b04.itscom.net

登録用紙に必要事項を記入



タクシー協会横浜支部と調整
対応可能なタクシー会社を決定



登録希望者への連絡。
タクシー会社と面談、利用登録の完了



利用したい日時を予約 利用開始へ！

利用してみました！



●知的障がいの方の利用時は…

タクシーまでの誘導や乗降時の安全確認を声かけや文字板でサポート。必要な配慮を事前にお聞きして、安心、安全に利用できるように運行します。

学校から放課後等デイサービスまでの移動に利用しました。

短い距離でしたが、静かに窓から見える外の景色を楽しんでいたようです。

同じコースでの定期的な利用に便利です。

（養護学校 Aさん）



●重症心身障がいの方の利用時は…

車いす、バギーのまま乗車する場合は、固定方法や乗車中の安全面の注意事項を事前に確認します。

バギーに乗った通常の体勢で乗車できるかの確認を行なうようにしています。

月に1回、活動ホームでのショートステイに行く時に利用しています。定期的な利用で安心してタクシーをお願いしています。お互いに話し合いながら、本人が楽に乗れるように取り組みました。

（特別支援学校 Bさん）

保護者の声



事前登録の際の面談があることで、安心して利用できました。いざという時に頼れるところを今のうちから作っておきたいです。子どもが迷惑をかけるのではないかと遠慮するばかりではなく、踏み出してみることも必要だと考えています。



大雪の日、息子の通所先から電話で「今日は早く終業になります。一人で帰りますか？」と言われました。雪も積もり始め、バスの運行も難しくなるかもしれないと思い、不安に思いながらも登録しているタクシー会社に電話してみました。「少し遅れますが行きますよ」と言ってくださり、助かりました。息子も一人でタクシーに乗って楽しそうに帰ってきました。

タクシー事業者の声



ドライバーより

安心して乗車してもらえるよう、行き先名のプラカードを掲げました。お乗せして何も問題はありませんでした。

降車時に「ありがとう」と言われてうれしく、今後の励みになりました。



運行管理者より



福祉ニーズに応えるため、タクシー業界でも様々な取り組みをしておりますが、見えてきた課題もあります。タクシーの便利さをアピールしながら、もっと多くの事業者とも連携を図り、障がいのある方が利用しやすい移動手段にしていきたいと考えています。

登録書の記入例

(管理 No)

障がいがあっても大丈夫!

みんなのタクシー利用登録書

ふりがな	かながわ まさし	生年月日 (年齢)	性別			
利用者氏名	神奈川 正史	S (H) 15年 9月 17日 (満 14歳)	男 (H) 女			
申請者氏名	神奈川 順子	続柄	母			
住所	(〒222-1123) ※集合住宅は名称・部屋番号も記入してください。 横浜市港北区大倉山 5-xxx マンション幸 102					
電話 <small>つながりやすい順に 記入してください</small>	① 045-544-1234	FAX	① と同じ			
	② 080-3210-1234	E-mail	ooo@zzz.ne.jp			
通学先	〇〇養護学校 (中学2年生)	連絡先	045-987-1234			
通所先		連絡先				
		連絡先				
障害名	身体	1・2・3・4・5・6				
	知的	A1 (H)・A2・B1・B2	自閉症			
	精神	1・2・3				
	その他					
おもな 利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 通学	<input type="checkbox"/> 通所	<input type="checkbox"/> 通院	<input checked="" type="checkbox"/> 余暇	<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活	<input type="checkbox"/> その他
	親が都合がつかない時に学校の送迎をお願いしたい。					
	余暇で出かける先でヘルパーと待ち合わせをしたり、放課後等デイサービスの 帰りに自宅までお願いしたい。					
上記のとおり登録致します。						
						平成 XX年 X月 X日
利用者氏名	神奈川 正史					
申請者氏名 (続柄 母)	神奈川 順子					

- ・表側はご本人ならびに申請者（保護者など）の氏名、連絡先などをご記入ください。
- ・裏側はご本人特徴や乗降車時に必要な配慮、主に利用するコースなどをご記入ください。

身体的特徴	身長は	160cm くらい	体格（体重）は	65kg くらい
	がっちりしています。			
会話 意思疎通	車中の会話は	要 <input checked="" type="radio"/> 不要	言葉での指示は	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可
	車中では、ひとりごとを言いますが、放っておいてください。			
発作等について	発作は	無 <input checked="" type="radio"/> 有	特別なケアは	要 <input checked="" type="radio"/> 不要
	車を停めて、発作がおさまるのを見守ってください。 母親までご連絡ください。			
乗降車時の注意	車イス バギー チャイルドシート	形状、注意事項など		
	サポートは	<input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要	シートベルトは	自分で <input checked="" type="radio"/> 手伝う
	ドア・窓のロック	<input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要	降車時の促しは	要 <input checked="" type="radio"/> 不要
その他 注意して ほしいこと	メーターなどに手を伸ばしてきたら「ダメ」と指示してください。			
	降車時、飛び出すことがあるので「ゆっくり」と声かけしてください。			

おもな行先①	〇〇養護学校 から 自宅マンションロビー へ			
住所・連絡先	学校：XXX 区 XXX 町…			
乗車時	学校	から乗ります。	先生	がいます。
降車時	自宅	で降ります。	母	がいます。
確認事項	利用頻度は	月に 1～2 回	利用時間帯は	14～15 時ごろ
	料金は	毎回支払い	<input checked="" type="radio"/> 後日精算	その他（ ）

おもな行先②	〇〇放課後等デイサービス から 自宅マンションロビー へ			
住所・連絡先	デイサービス：XXX 区 ZZZ 町			
乗車時	〇〇放課後等デイサービス	から乗ります。	職員さん	がいます。
降車時	自宅	で降ります。	母	がいます。
確認事項	利用頻度は	週に 1 回程度	利用時間帯は	17 時ごろ
	料金は	<input checked="" type="radio"/> 毎回支払い	<input type="radio"/> 後日精算	その他（ ）

※ご記入いただいた個人情報は、タクシー利用登録以外で使用いたしません。

タクシー利用 Q&A

Q1：乗務員さんを指名することはできますか。例えば、女性ドライバー希望。

「慣れた人に来てほしい」などのご要望があると思いますが、通常のタクシー利用と同様、同じ乗務員が対応することは難しいです。事前に乗務員名の情報を得ることは可能です。

Q2：急な申し込み(当日など)の対応は可能ですか。

当日の迎車手配も可能ですが、ユニバーサルデザインタクシーなど、台数が少ない車両については、時間がかかるか、手配が来ない場合があります。(特に天候が悪い日など) 事前予約が確実です。

※会社によって予約を受け付けていない、あるいは、予約料金が発生する場合があります。詳しくは、各社にお問合せ下さい。

Q3：料金の割引はありますか。

障害者手帳の提示で10%割引になります。(運賃に対して適用、迎車料、予約料を除く)
福祉タクシー利用券をお持ちの場合は併用できます。

Q4：登録できるのは1社のみですか。

面談をした会社が登録のタクシー会社となります。現状では、各社ごとに登録して頂くことで、複数社と契約できます。初回は、お住まいの地域のタクシー会社を紹介させていただきます。

Q5：支払方法は…

登録・面談時にタクシー会社にご相談ください。“降車時に保護者の方から支払い”や、“月ごとにまとめた支払い”など、ご相談いただけます。

Q6：緊急時の連絡方法は…

登録時に緊急連絡先の確認があります。また、緊急時の対応など、不安なことは面談時にご相談ください。

こんな利用も

- 学校や作業所などから一人で乗り、病院で家族と待ち合わせる。
- 交通機関の乗り換えが難しい所にある作業所へ通う。
- 保護者入院などにより、学校や作業所に送迎してくれる人が誰もいない。
- 放課後等デイに通いたいが、希望のところには送迎車がなくて通えない。
- 自家用車が故障してしまい、車イスのまま 出かけられない。
- 定期的に、療育センターやショートステイに行く時に送ってもらいたい。
- 放課後等デイに行きたいが、バギーのまま乗車出来る送迎車がない。

タクシー券を活用していますか

福祉タクシー利用券は、横浜市在住で障がいのある方に交付される制度です。
(※該当要件がありますので、次頁をご覧ください)

1枚につき500円を限度に助成され、年間84枚が交付されます。

「もらっているけど使い方がわからない」「使う機会がない」といったお問い合わせがありますが、タクシー料金の精算時に500円/1枚として、1乗車時/7枚まで利用できる便利な制度です。手帳提示による10%割引と併用することが出来ます。

例えば…

自宅からXX区の作業所まで ￥4,500の場合、
4,500に手帳提示で1割引 = $4,500 - 450 = 4,050$
4,050 (タクシー券7枚/3,500) = 550
タクシー券7枚と現金550円で利用できます。

障がい児者の移動支援～制度～

●福祉タクシー利用券（横浜市）

【内容】1枚につき500円を限度に助成するタクシー利用券

1回の乗車につき、タクシー利用券を7枚まで使用可能

※福祉タクシー利用券を使用しても「タクシー料金の割引」を受けることができます。

【対象者】下記のいずれかに該当する市内にお住まいの方で、福祉特別乗車券又は敬老特別乗車証の交付を受けていない方

- (1) 下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む1・2級の身体障害者手帳を持っている方
- (2) 療育手帳（愛の手帳など）A1、A2（知能指数35以下）を持っている方
- (3) 下肢・体幹・視覚・内部障害の程度が3級でかつ療育手帳（愛の手帳など）B1（知能指数36～50）を持っている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

※ただし、対象となる身体障害者手帳を65歳以上になってから交付された方は、タクシー券の交付対象となりません。

【交付枚数】10月1日～翌年9月30日まで年間84枚を交付します。（横浜市）

対象となる方のうち腎臓機能障害で人工透析に週3回以上通院している方には年間168枚を交付します。

【利用方法】乗車の際には、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳など）又は精神障害者保健福祉手帳を提示し手帳番号を明記した福祉タクシー利用券を乗務員に提出してください。

●タクシー料金の割引

タクシー料金の割引はタクシー事業者による制度で、タクシーの乗車料金が10%割引されます。

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）所持者、又は精神障害者保健福祉手帳所持者、及びその者と同乗している介護者（手帳保持者と同乗区間のみ割引）、特定疾患医療受給者証所持者、特定医療費（指定難病）医療受給者証所持者、先天性血液凝固因子障害医療受給者証所持（下記の手帳等を提示した場合で、障害者等の利用区間分に限る）

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 療育手帳
- (3) 精神障害者保健福祉手帳
- (4) 特定疾患医療登録者証又は受給者証
- (5) 先天性血液凝固因子障害医療受給者証

様々な福祉輸送サービス

●一般タクシー（福祉車両）

対象：利用者の限定なし

運営：一般のタクシー会社

車両：車いすやストレッチャーのまま乗降可能な福祉車両を使ったタクシー

料金：通常のタクシー運賃

その他：車いすのそのまま乗降できる「ユニバーサルデザインタクシー」の普及に力を入れている。（料金は通常のタクシー料金）

●福祉有償運送（移動サービス）

対象：介助が必要な高齢者、障がい者に限定

運営：道路運送法79条による登録した非営利な団体が行う。

車両：会の所有車両、登録した団体メンバーの自家用車両、福祉車のほか自家用普通車も可

料金：タクシー運賃の概ね2分の1程度（介助料等も必要になる場合がある）

●福祉限定タクシー（福祉輸送事業限定許可）

対象：介助が必要な高齢者、障がい者、一時的なケガや病気の人に限定

運営：営業許可（道路運送法4条）を持ち、二種免許所持者が運転する。

車両：車いすやストレッチャーのまま乗降可能な福祉車両を使ったタクシー

料金：通常のタクシー運賃が基本（介助料等も必要になる場合がある）

●介護保険事業者のタクシー

対象：介護保険の利用者を対象。

運営：介護保険事業者がタクシー事業免許を持ち、運行する。

車両：事業所の所有車両、ヘルパーの持ち込み車両（道路運送法78条の許可を得て行う。）

料金：ケアプランに基づき「通院等乗降介助」など介護保険の規定が適用される。

認定 NPO 法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク

〒222-0033

横浜市港北区新横浜 1-16-2 S.E.エトワール 602

TEL : 045-534-6718 FAX : 045-472-1710

E-Mail : kanagawa-idounet@b04.itscom.net